

平成 28 年 12 月 1 日

平成28年登米市議会定例会
12月定期議会 議案

登米市議会

議員 番

議 案 目 次

議案番号	議 案 名	頁
報告第 22 号	専決処分の報告について	5
議案第 94 号	平成 28 年度登米市一般会計補正予算（第 5 号）	別冊
議案第 95 号	平成 28 年度登米市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 96 号	平成 28 年度登米市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 97 号	平成 28 年度登米市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 98 号	平成 28 年度登米市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 99 号	平成 28 年度登米市宅地造成事業特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 100 号	平成 28 年度登米市水道事業会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 101 号	平成 28 年度登米市病院事業会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 102 号	平成 28 年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 103 号	登米市東和川端高齢者等活動生活支援促進機械施設条例を廃止する条例について	6
議案第 104 号	登米市農業委員会の委員等の定数を定める条例の制定について	7
議案第 105 号	登米市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について	9
議案第 106 号	登米市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について	10
議案第 107 号	登米市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	11
議案第 108 号	登米市税条例の一部を改正する条例について	35
議案第 109 号	登米市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	39
議案第 110 号	登米市企業立地促進条例の一部を改正する条例について	41
議案第 111 号	指定管理者の指定について（中田農産物直売所及び中田農産物加工所）	43

議案第 112 号	指定管理者の指定について（迫にぎわいセンター）	44
議案第 113 号	指定管理者の指定について（長沼フートピア公園）	45
議案第 114 号	指定管理者の指定について（登米市登米総合体育館、登米市登米総合運動公園及び登米市登米武道館）	46
議案第 115 号	指定管理者の指定について（登米市米山体育館、登米市吉田運動場及び登米市中津山運動場）	47
議案第 116 号	指定管理者の指定について（登米市南方武道伝承館、登米市南方総合運動場及び登米市南方中央運動広場）	48
議案第 117 号	指定管理者の指定について（登米市東和総合運動公園）	49
議案第 118 号	指定管理者の指定について（登米市高倉勝子美術館）	50
議案第 119 号	指定管理者の指定について（登米市児童発達支援センターこじか園）	51
議案第 120 号	指定管理者の指定について（登米市道の駅三滝堂地域活性化施設）	52
議案第 121 号	工事請負契約の変更契約の締結について	53

報告第 22 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 28 年 12 月 1 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

区分	専決処分年月日	事故の概要	損害賠償額 和解内容
交通事故	平成 28 年 6 月 9 日	平成 28 年 4 月 18 日、登米市中田町石森字駒牽地内の国道交差点において、職員の運転する公用車が信号機柱に設置された葬儀案内看板に衝突したものの。	27,000 円 その余の請求を放棄
交通事故	平成 28 年 7 月 25 日	平成 28 年 6 月 30 日、登米市迫町佐沼字西佐沼地内の駐車場において、職員の運転する公用車が駐車してあった相手方車両に接触したものの。	286,550 円 その余の請求を放棄

議案第 103 号

登米市東和川端高齢者等活動生活支援促進機械施設条例を廃止する条例について

登米市東和川端高齢者等活動生活支援促進機械施設条例（平成17年登米市条例第222号）を廃止するものとする。

平成 28 年 12 月 1 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

登米市東和川端高齢者等活動生活支援促進機械施設条例を廃止する条例
登米市東和川端高齢者等活動生活支援促進機械施設条例（平成 17 年登米市条例第222号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 104 号

登米市農業委員会の委員等の定数を定める条例の制定について

登米市農業委員会の委員等の定数を定める条例を次のとおり制定するものとする。

平成 28 年 12 月 1 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

登米市農業委員会の委員等の定数を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 2 項及び第 18 条第 2 項の規定に基づき、登米市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるものとする。

(農業委員会の委員の定数)

第 2 条 農業委員会の委員の定数は、24 人とする。

(農地利用最適化推進委員の定数)

第 3 条 農地利用最適化推進委員の定数は、30 人とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 29 年 7 月 24 日から施行する。

(登米市農業委員会の委員の定数及び部会の設置等に関する条例の廃止)

2 登米市農業委員会の委員の定数及び部会の設置等に関する条例（平成 17 年登米市条例第 228 号）は、廃止する。

(登米市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 登米市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年登米市条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

別表農業委員会の項中

「

会長	月額	106,400 円	市長等旅費適用	2,000 円
代理（部会長）	月額	54,100 円 (53,000 円)	市長等旅費適用	2,000 円
委員	月額	45,500 円	市長等旅費適用	2,000 円

を

「

会長	月額	106,900 円	市長等旅費適用	2,000 円
会長職務代理者	月額	54,600 円	市長等旅費適用	2,000 円
委員	月額	46,000 円	市長等旅費適用	2,000 円
農地利用最適化推進委員	月額	46,000 円	市長等旅費適用	2,000 円

に

改める。

(選挙長等の費用弁償に関する条例の一部改正)

- 4 選挙長等の費用弁償に関する条例（平成 17 年登米市条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「農業委員会の委員の選挙、」を削る。

議案第 105 号

登米市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する 条例の一部を改正する条例について

登米市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成 17 年登米市条例第 49 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 28 年 12 月 1 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

登米市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 登米市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成17年登米市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 項中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第 2 条 登米市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 項中「100分の150」を「100分の155」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成29年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の登米市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後の報酬条例」という。）の規定は、平成28年 4 月 1 日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 改正後の報酬条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の登米市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第 5 条の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の報酬条例第 5 条の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 106 号

登米市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

登米市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（平成 17 年登米市条例第 54 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 28 年 12 月 1 日提出

登米市長 布施 孝 尚

登米市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 登米市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（平成17年登米市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第 2 条 登米市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「100分の150」を「100分の155」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成29年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の登米市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成28年 4 月 1 日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の登米市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例第 4 条の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の給与条例第 4 条の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 107 号

登米市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

登米市職員の給与に関する条例（平成17年登米市条例第58号）等の一部を次のとおり改正するものとする。

平成28年12月 1 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

登米市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
（登米市職員の給与に関する条例の一部改正）

第 1 条 登米市職員の給与に関する条例（平成17年登米市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第20条第 2 項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第 1 号中「100分の80」を「100分の90」に改め、同項第 2 号中「100分の37.5」を「100分の42.5」に改める。

附則第19項中「100分の1.2」を「100分の1.35」に、「100分の80」を「100分の90」に改める。

別表第 1 から別表第 3 までを次のように改める。

別表第 1（第 4 条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号俸	給料月額						
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円
	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000
7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300	

8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800
9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300
10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000
11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600
12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300
13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700
14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000
15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200
16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600
17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400
18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400
19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300
20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100
21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000
22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800
23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600
24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500
25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300
26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800
27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300
28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900
29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500
30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800
31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100
32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300
33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500
34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800
35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100
36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300
37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500
38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300
39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100
40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900
41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500
42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200
43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900

44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600
45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400
46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200
47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600
48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300
49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800
50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200
51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600
52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000
53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400
54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800
55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200
56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500
57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800
58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200
59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500
60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800
61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100
62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300	
63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600	
64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900	
65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200	
66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500	
67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800	
68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100	
69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300	
70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600	
71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900	
72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200	
73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400	
74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700	
75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000	
76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200	
77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400	
78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700	
79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000	

80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200
85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500	
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800	
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000	
89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200	
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500	
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800	
92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000	
93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200	
94		294,000	341,800			
95		294,400	342,300			
96		294,800	342,700			
97		295,000	342,800			
98		295,300	343,300			
99		295,700	343,700			
100		296,100	344,000			
101		296,300	344,300			
102		296,600	344,700			
103		297,000	345,100			
104		297,300	345,500			
105		297,500	346,000			
106		297,800	346,400			
107		298,200	346,800			
108		298,500	347,200			
109		298,700	347,700			
110		299,100	348,100			
111		299,500	348,400			
112		299,800	348,700			
113		299,900	349,200			
114		300,200				
115		300,500				

	116		300,900					
	117		301,100					
	118		301,300					
	119		301,600					
	120		301,900					
	121		302,300					
	122		302,500					
	123		302,800					
	124		303,100					
	125		303,400					
再任用 職員		186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第4条関係）

消防職給料表

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号俸	給料月額						
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円
	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300
	13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700
	14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000
	15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200
	16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600
	17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400
18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400	

19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300
20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100
21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000
22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800
23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600
24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500
25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300
26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800
27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300
28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900
29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500
30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800
31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100
32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300
33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500
34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800
35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100
36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300
37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500
38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300
39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100
40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900
41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500
42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200
43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900
44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600
45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400
46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200
47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600
48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300
49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800
50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200
51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600
52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000
53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400
54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800

55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200
56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500
57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800
58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200
59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500
60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800
61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100
62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300	
63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600	
64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900	
65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200	
66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500	
67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800	
68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100	
69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300	
70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600	
71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900	
72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200	
73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400	
74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700	
75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000	
76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200	
77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400	
78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700	
79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000	
80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200	
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400	
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700	
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000	
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200	
85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400	
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500		
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800		
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000		
89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200		
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500		

	91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800		
	92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000		
	93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200		
	94		294,000	341,800				
	95		294,400	342,300				
	96		294,800	342,700				
	97		295,000	342,800				
	98		295,300	343,300				
	99		295,700	343,700				
	100		296,100	344,000				
	101		296,300	344,300				
	102		296,600	344,700				
	103		297,000	345,100				
	104		297,300	345,500				
	105		297,500	346,000				
	106		297,800	346,400				
	107		298,200	346,800				
	108		298,500	347,200				
	109		298,700	347,700				
	110		299,100	348,100				
	111		299,500	348,400				
	112		299,800	348,700				
	113		299,900	349,200				
	114		300,200					
	115		300,500					
	116		300,900					
	117		301,100					
	118		301,300					
	119		301,600					
	120		301,900					
	121		302,300					
	122		302,500					
	123		302,800					
	124		303,100					
	125		303,400					
再任用		186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000

職員							
----	--	--	--	--	--	--	--

備考 この表は、消防本部及び消防署に勤務する消防吏員に適用する。

別表第3（第4条関係）

ア 医療職給料表(1)

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円
	1	245,200	330,500	395,500	470,600	600,700
	2	247,700	333,500	398,400	472,900	605,300
	3	250,200	336,400	401,300	475,100	609,900
	4	252,700	339,400	404,100	477,400	614,500
	5	255,000	342,100	406,800	479,700	618,900
	6	258,800	345,400	409,500	481,900	623,500
	7	262,600	348,500	412,300	484,100	628,100
	8	266,400	351,600	415,000	486,300	632,700
	9	270,000	354,500	417,500	488,300	637,100
	10	274,000	357,400	420,200	490,400	641,600
	11	278,000	360,500	422,900	492,500	646,100
	12	282,000	363,700	425,600	494,600	650,600
	13	285,800	366,700	428,000	496,700	655,000
	14	289,800	370,300	430,500	498,800	659,500
	15	293,700	373,500	432,900	500,900	664,000
	16	297,600	377,200	435,400	503,000	668,300
	17	301,400	380,800	437,600	505,100	672,700
	18	305,000	383,500	440,000	507,100	677,200
	19	308,500	386,300	442,400	509,100	681,700
	20	312,100	389,000	444,800	511,100	686,200
	21	315,700	391,900	446,600	512,900	690,500
	22	319,400	394,500	449,000	514,700	695,100
	23	322,900	397,100	451,400	516,600	699,700
	24	326,400	399,500	453,700	518,500	704,300
	25	329,900	401,800	455,800	520,200	709,000
	26	332,700	404,100	458,100	522,000	713,400
	27	335,300	406,400	460,300	523,800	717,800
	28	337,900	408,700	462,600	525,600	722,200
29	340,700	411,000	464,800	527,400	726,400	

30	342,800	413,100	467,100	529,200	730,900
31	345,000	415,100	469,400	531,000	735,400
32	347,400	417,200	471,600	532,800	739,900
33	349,700	419,300	473,600	534,400	744,500
34	352,100	421,200	475,700	536,200	748,900
35	354,300	423,200	477,800	537,900	753,300
36	356,800	425,200	479,900	539,700	757,700
37	359,200	427,200	482,000	541,300	762,200
38	361,600	429,200	483,800	542,900	765,800
39	364,000	431,200	485,600	544,300	769,400
40	366,200	433,200	487,400	545,900	773,000
41	368,500	435,100	489,100	547,400	776,400
42	369,900	436,900	490,900	548,800	780,200
43	371,400	438,600	492,700	550,200	784,000
44	372,800	440,400	494,500	551,500	787,800
45	374,300	442,300	496,100	552,700	791,400
46	375,700	444,100	497,800	553,700	794,800
47	377,200	445,900	499,600	554,700	798,200
48	378,700	447,600	501,400	555,700	801,600
49	379,900	449,400	503,000	556,700	805,100
50	380,900	451,100	504,300	557,600	808,600
51	381,900	452,900	505,600	558,500	812,100
52	382,800	454,700	506,900	559,400	815,600
53	383,800	456,600	508,100	560,200	819,200
54	384,700	457,800	509,400	561,100	822,400
55	385,600	459,000	510,700	562,000	825,600
56	386,500	460,200	512,000	562,900	828,800
57	387,400	461,400	513,000	563,800	832,000
58	388,300	462,400	513,800	564,700	835,300
59	389,100	463,400	514,600	565,600	838,600
60	389,900	464,400	515,400	566,300	841,900
61	390,600	465,200	516,300	567,200	845,300
62	391,100	465,900	517,100	568,100	848,600
63	391,500	466,600	518,000	569,000	851,900
64	392,000	467,300	518,800	569,900	855,200
65	392,300	468,000	519,700	570,800	858,300

	66		468,700	520,600	571,700	861,100
	67		469,400	521,300	572,600	863,900
	68		470,100	522,200	573,500	866,700
	69		470,500	523,100	574,400	869,400
	70		471,200	523,900	575,300	872,100
	71		471,900	524,800	576,200	874,800
	72		472,600	525,700	577,100	877,500
	73		473,000	526,500	578,000	880,000
	74		473,600	527,400	578,900	882,400
	75		474,300	528,300	579,800	884,800
	76		475,000	529,000	580,700	887,200
	77		475,400	529,800	581,600	889,400
	78		476,000	530,700	582,500	891,600
	79		476,600	531,600	583,400	893,800
	80		477,100	532,500	584,300	896,000
	81		477,700	533,300	585,200	898,100
	82		478,200	534,200	586,100	900,500
	83		478,700	535,100	587,000	902,900
	84		479,200	536,000	587,900	905,300
	85		479,600	536,800	588,800	907,500
	86		480,200	537,700	589,700	909,900
	87		480,600	538,600	590,600	912,300
	88		481,100	539,500	591,500	914,700
	89		481,600	540,300	592,400	916,900
	90		482,200			
	91		482,800			
	92		483,200			
	93		483,700			
	94		484,300			
	95		484,900			
	96		485,500			
	97		486,000			
再任用 職員		295,400	337,800	392,200	465,200	565,100

備考 この表は、医師及び歯科医師に適用する。

イ 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円
	1	160,100	187,600	236,000	258,900	284,100	328,800
	2	161,500	189,700	237,800	259,900	285,900	330,900
	3	163,000	191,800	239,600	260,800	287,700	333,000
	4	164,400	193,800	241,400	261,900	289,600	335,200
	5	165,900	195,900	242,800	262,700	291,400	337,300
	6	167,400	198,200	244,100	263,700	293,200	339,400
	7	168,900	200,500	245,300	264,500	295,100	341,600
	8	170,400	202,800	246,600	265,500	296,900	343,700
	9	171,700	205,200	247,700	266,600	298,800	345,300
	10	173,400	206,600	248,800	267,400	300,700	347,300
	11	175,000	208,000	249,700	268,500	302,500	349,200
	12	176,600	209,400	250,600	269,700	304,400	351,200
	13	178,100	210,800	251,900	271,000	306,100	353,200
	14	180,100	212,300	253,000	272,300	307,700	355,300
	15	182,100	213,800	253,800	273,500	309,500	357,400
	16	184,100	215,000	254,800	275,000	311,300	359,400
	17	186,300	216,400	255,600	276,300	313,100	361,400
	18	188,400	217,900	256,500	277,700	314,700	363,400
	19	190,500	219,400	257,500	278,900	316,400	365,500
	20	192,600	220,900	258,400	280,300	318,100	367,600
	21	194,700	222,300	259,300	281,900	319,600	369,300
	22	196,900	224,000	260,300	283,500	321,100	371,400
	23	199,100	225,700	261,200	285,000	322,700	373,500
	24	201,300	227,400	262,200	286,400	324,200	375,500
	25	203,300	228,800	263,400	287,700	325,800	377,500
	26	204,600	230,500	264,700	289,500	327,200	379,100
	27	205,900	232,200	265,900	291,300	328,700	381,000
	28	207,200	233,900	267,200	293,000	330,300	382,900
	29	208,400	235,500	268,400	294,600	331,600	384,700
	30	209,600	236,900	269,900	296,200	333,100	386,400
	31	210,900	238,200	271,500	297,800	334,500	388,300
	32	212,100	239,300	272,900	299,500	336,000	390,100
33	213,400	240,600	274,500	300,900	337,600	391,800	

34	214,700	241,700	276,000	302,400	339,100	393,500
35	216,000	242,600	277,300	304,000	340,700	395,300
36	217,300	243,700	278,600	305,600	342,200	397,000
37	218,700	244,800	280,200	307,100	343,900	398,600
38	220,100	245,900	281,600	308,500	345,500	400,300
39	221,400	246,800	283,100	310,000	347,000	402,100
40	222,800	247,900	284,500	311,600	348,600	403,900
41	223,800	248,600	286,100	313,200	349,800	405,400
42	225,200	249,500	287,600	314,600	351,300	406,900
43	226,600	250,400	289,100	316,000	352,800	408,400
44	228,000	251,300	290,700	317,500	354,200	409,700
45	229,200	252,100	292,000	318,500	355,800	410,800
46	230,600	253,100	293,400	319,900	356,800	411,900
47	231,900	254,000	294,900	321,300	358,300	413,000
48	233,200	255,000	296,400	322,800	359,600	414,200
49	234,300	256,000	297,700	323,900	361,000	415,500
50	235,400	257,200	299,000	325,300	362,400	416,600
51	236,400	258,400	300,300	326,600	363,700	417,800
52	237,500	259,600	301,700	327,900	365,100	418,900
53	238,600	260,700	303,200	329,300	366,600	420,100
54	239,700	262,200	304,500	330,700	367,800	421,100
55	240,700	263,600	305,900	332,100	368,900	422,200
56	241,700	265,000	307,300	333,400	370,100	423,300
57	242,600	266,600	308,300	334,300	371,200	424,400
58	243,600	268,200	309,500	335,600	372,100	424,900
59	244,300	269,700	310,700	336,800	373,100	425,500
60	245,300	271,200	312,100	338,100	374,100	425,900
61	246,200	272,600	313,200	339,200	374,700	426,500
62	247,200	274,100	314,500	340,100	375,500	427,000
63	248,000	275,600	315,800	341,300	376,300	427,400
64	249,000	276,900	317,000	342,600	377,100	427,900
65	249,900	278,500	318,300	343,700	377,800	428,500
66	250,900	280,000	319,600	344,900	378,500	428,900
67	252,000	281,500	320,900	346,100	379,300	429,200
68	252,900	283,000	322,200	347,200	380,000	429,500
69	253,700	284,100	322,900	348,200	380,600	429,900

70	254,800	285,600	324,000	349,200	381,200
71	255,900	287,100	325,100	350,300	381,900
72	257,100	288,500	326,000	351,400	382,500
73	258,500	289,700	327,300	352,200	383,200
74	259,800	291,100	328,000	353,300	383,700
75	261,100	292,400	329,100	354,400	384,300
76	262,300	293,700	330,300	355,500	384,800
77	263,300	295,200	331,400	356,200	385,200
78	264,400	296,500	332,600	357,000	385,800
79	265,700	297,700	333,700	357,800	386,300
80	266,900	299,000	334,900	358,500	386,600
81	268,000	299,700	336,000	359,100	386,900
82	269,000	300,900	337,100	359,600	387,400
83	270,100	302,000	338,100	360,200	387,800
84	271,200	303,200	339,200	360,700	388,100
85	272,000	304,300	340,100	361,300	388,400
86	272,900	305,500	341,100	361,800	388,900
87	274,000	306,700	342,000	362,400	389,400
88	275,100	307,800	343,000	362,900	389,800
89	276,100	309,100	344,000	363,300	390,100
90	277,000	310,300	344,800	363,700	390,500
91	277,900	311,500	345,600	364,300	391,000
92	278,900	312,700	346,400	364,800	391,400
93	279,900	313,500	347,000	365,100	391,800
94	280,900	314,200	347,600	365,600	
95	281,800	314,900	348,300	366,000	
96	282,800	315,500	348,900	366,300	
97	283,600	316,200	349,300	366,900	
98	284,400	316,500	349,700	367,400	
99	285,000	317,100	350,200	367,900	
100	285,900	317,800	350,600	368,400	
101	286,700	318,200	351,100	369,000	
102	287,500	318,800	351,500	369,500	
103	288,300	319,400	352,000	370,000	
104	289,100	320,000	352,400	370,400	
105	289,800	320,400	352,700	371,000	

106	290,300	320,900	353,200	371,500
107	290,800	321,400	353,600	372,000
108	291,300	321,900	353,900	372,500
109	291,500	322,300	354,400	373,100
110	291,800	322,700	354,900	373,500
111	292,000	323,000	355,400	374,000
112	292,400	323,300	355,900	374,500
113	292,700	323,700	356,400	375,100
114	292,900	324,100	356,900	
115	293,300	324,500	357,400	
116	293,600	324,800	357,800	
117	293,900	325,000	358,200	
118	294,200	325,300	358,600	
119	294,500	325,700	359,100	
120	294,900	325,900	359,600	
121	295,200	326,100	360,000	
122	295,600	326,400	360,500	
123	295,900	326,700	361,000	
124	296,300	327,000	361,500	
125	296,500	327,200	361,800	
126	296,700	327,500		
127	297,000	327,900		
128	297,400	328,100		
129	297,600	328,200		
130	297,900	328,500		
131	298,300	328,900		
132	298,700	329,100		
133	298,900	329,400		
134	299,200	329,800		
135	299,600	330,200		
136	299,900	330,600		
137	300,100	330,900		
138	300,400	331,300		
139	300,800	331,700		
140	301,100	332,100		
141	301,300	332,400		

	142	301,700	332,800				
	143	302,100	333,100				
	144	302,400	333,500				
	145	302,500	333,800				
	146	302,800	334,200				
	147	303,100	334,600				
	148	303,500	335,000				
	149	303,700	335,300				
	150	303,900	335,700				
	151	304,200	336,100				
	152	304,500	336,500				
	153	304,900	336,800				
	154	305,100					
	155	305,300					
	156	305,600					
	157	305,900					
	158	306,200					
	159	306,500					
	160	306,800					
	161	307,200					
	162	307,500					
	163	307,800					
	164	308,100					
	165	308,500					
	166	308,800					
	167	309,100					
	168	309,400					
	169	309,800					
再任用 職員		234,300	254,600	261,800	272,000	288,300	325,400

備考 この表は、看護師等に適用する。

第2条 登米市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第1項に次のただし書を加える。

ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、規則で定める職員に対しては、支給しない。

第10条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第10条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

第11条第1項中「がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する」を「（規則で定める職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、規則で定める職員から規則で定める職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる」に改め、「（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」を削り、同項第1号中「場合」の次に「（規則で定める職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」を加え、同項第2号中「前条第2項第2号又は第4号」を「扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号」に改め、「至った場合」の次に「及び規則で定める職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」を加え、同項第3号及び第4号を削り、同条第2項中「に扶養親族」の次に「（規則で定める職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」を加え、「、扶養親族」を「、規則で定める職員から規則で定める職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が規則で定める職員以外の職員となった日、職員に扶養親族（規則で定める職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るもの」に改め、「ない」の次に「場合においてその」を加え、「前項第1号」を「同項第1号」に、「生じた場合においては」を「生じたときは」に改め、「死亡した日」の次に「、規則で定める職員以外の職員から規則で定める職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が規則で定める職員となった日」を、「の扶養親族」の次に「（規則で定める職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条第3項中「これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある

子となった」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号」を「第1号又は第3号」に改め、「（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（規則で定める職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある規則で定める職員が規則で定める職員以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で規則で定める職員以外のものが規則で定める職員となった場合
- (5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

第20条第2項第1号中「100分の90」を「100分の85」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の40」に改める。

附則第19項中「100分の1.35」を「100分の1.275」に、「100分の90」を「100分の85」に改める。

（登米市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第3条 登米市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年登米市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第11条中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加える。

第15条第1項中「職員が」の次に「要介護者（」を、「もの」の次に「をいう。以下同じ。）」を、「ため、」の次に「任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一つの継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」を加え、同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一つの継続する状態ごとに、連続する6月の期間内」を「指定期間内」に改め、同条第3項中「勤務時間」を「勤務」に改める。

第15条の次に次の一条を加える。

(介護時間)

第15条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一つの継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、登米市職員の給与に関する条例（平成17年登米市条例第58号）第13条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第17条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

第16条（見出しを含む。）中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

(登米市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第4条 登米市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成21年登米市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表を次のように改める。

号俸	給料月額
	円
1	372,000
2	420,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000
7	829,000

第8条第2項中「100分の157.5」を「100分の167.5」に改める。

第5条 登米市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第3条及び附則第7項の規定 平成29年1月1日

(2) 第2条及び第5条並びに附則第4項の規定 平成29年4月1日

2 第1条の規定（登米市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第20条第2項及び附則第19項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の給与条例（以下この項及び次項において「第1条改正後給与条例」という。）の規定及び第4条の規定（登米市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下この項及び次項において「任期付職員条例」という。）第8条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の任期付職員条例（以下この項及び次項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用し、第1条改正後給与条例第20条第2項及び附則第19項の規定並びに改正後の任期付職員条例第8条第2項の規定は、平成28年12月1日から適用する。

（給与の内払）

3 第1条改正後給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与（登米市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年登米市条例第8号。以下この項において「平成27年改正条例」という。）附則第4項の規定に基づいて支給された給料を含む。）、又は第4条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与（平成27年改正条例附則第4項の規定に基づいて支給された給料を含む。）は、それぞれ第1条改正後給与条例の規定による給与（平成27年改正条例附則第4項の規定による給料を含む。）又は改正後の任期付職員条例の規定による給与（平成27年改正条例附則第4項の規定による給料を含む。）の内払とみなす。

（平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例）

4 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の給与条例（以下この項、次項及び第6項において「第2条改正後給与条例」という。）第10条第1項ただし書並びに第11条第3項第3号及び第4号の規定は適用せず、第2条改正後給与条例第10条第3項及び第11条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については9,000円）」と、同条第1項中「扶養親族（規則で定める職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、規則で定める職員から規則で定める職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、

「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、同項第1号中「場合（規則で定める職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び規則で定める職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）」とあるのは

「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

と、

同条第2項中「扶養親族（規則で定める職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）とあるのは「扶養親族」と、「なった日、規則で定める職員から規則で定める職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が規則で定める職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、規則で定める職員以外の職員から規則で定める職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が規則で定める職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第5号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養

親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族（規則で定める職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

5 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第2条改正後給与条例第10条第1項ただし書並びに第11条第3項第3号及び第4号の規定は適用せず、第2条改正後給与条例第10条第3項及び第11条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、同条第1項中「扶養親族（規則で定める職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」がある場合、規則で定める職員から規則で定める職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（規則で定める職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び規則で定める職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（規則で定める職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、規則で定める職員から規則で定める職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が規則で定める職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、規則で定める職員以外の職員から規則で定める職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が規則で定める職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第5号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（規則で定める職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

6 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第2条改正後給与条例第10条第1項ただし書並びに第11条第3項第3号及び第4号の規定は適用せず、第2条改正後給与条例第10条第3項及び第11条の規定の適用については、同項中「扶養親

族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。））」と、「6,500円」とあるのは「6,500円（規則で定める職員にあっては3,500円）」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族（規則で定める職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、規則で定める職員から規則で定める職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（規則で定める職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。））」とあり、及び同項第2号中「場合及び規則で定める職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（規則で定める職員にあっては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、規則で定める職員から規則で定める職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が規則で定める職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、規則で定める職員以外の職員から規則で定める職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が規則で定める職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号又は第5号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（規則で定める職員にあっては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」とする。

（登米市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 7 第3条の規定による改正前の登米市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日（以下この項において「第1号施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下この項において単に「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る第3条の規定による改正後の登米市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく第1号施行日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

（規則への委任）

- 8 附則第2項から前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、

規則で定める。

議案第 108 号

登米市税条例の一部を改正する条例について

登米市税条例（平成17年登米市条例第65号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 28 年 12 月 1 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

登米市税条例の一部を改正する条例

登米市税条例（平成17年登米市条例第65号）の一部を次のように改正する。

附則第20条の2第1項中「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第2項第1号中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に改め、同項第2号中「、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」に、「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に改め、同項第3号中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」に、「特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」を「特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」に改め、同項第4号中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に改め、同条第3項中「第33条及び」を「同条及び」に、「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第5項第1号中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に改め、同項第2号中「、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」に、「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に改め、「、第34条の9第1項中「第33条第4項」とあるのは「附則第20条の2第4項」と」を削り、同項第3号中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」に、「又は配当所得」を「若しくは配当所得」に改め、同項第4号中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に改め、同条第6項中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項前段」に改め、同条を附則第20

条の3とし、附則第20条の次に次の1条を加える。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。
- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第10項（同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項（同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項（同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項（同法第11

条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象
給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるの
は「山林所得金額並びに附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」
と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2
第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4
項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定す
る特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適
用配当等(次項において「特例適用配当等」という。)については、第33条第3項
及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等につい
ては、同条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外
国居住者等所得相互免除法第8条第4項(外国居住者等所得相互免除法第12条第6
項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の
額(以下この項において「特例適用配当等の額」という。)に対し、特例適用配当
等の額(第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある
場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する
市民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属
する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限までに提出され
たもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出
されたものに限り、その時まで提出された第36条の3第1項に規定する確定申告
書を含む。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これ
らの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める
ときを含む。)に限り、適用する。

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総
所得金額、附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、
第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の
6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規
定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条
の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1
項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の
規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」と
あるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得

割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第14項（同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の登米市税条例附則第20条の2の規定は、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の属する年の翌年1月1日（施行日が平成29年1月1日である場合には、同日）以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る個人の市民税について適用する。

議案第 109 号

登米市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

登米市国民健康保険税条例（平成17年登米市条例第138号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 28 年 12 月 1 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

登米市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

登米市国民健康保険税条例（平成17年登米市条例第138号）の一部を次のように改正する。

附則中第17項を第19項とし、第16項を第18項とし、第15項を第17項とし、第14項の次に次の2項を加える。

（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第23条において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属

者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第23条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の登米市国民健康保険税条例附則第15項及び第16項の規定は、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の属する年の翌年1月1日（施行日が平成29年1月1日である場合には、同日）以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用する。

議案第 110 号

登米市企業立地促進条例の一部を改正する条例について

登米市企業立地促進条例（平成 18 年登米市条例第 61 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 28 年 12 月 1 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

登米市企業立地促進条例の一部を改正する条例

登米市企業立地促進条例（平成 18 年登米市条例第 61 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 用地取得奨励金

第 8 条の 2 第 2 項中「と地方税法第 341 条第 9 号に規定する固定資産課税台帳に登録された課税標準額のいずれか低い方の額（固定資産のうち土地を除く資産の取得に要した経費を対象として企業立地促進奨励金以外の奨励金その他の給付金（規則で定めるものを除く。以下この項において「給付金」という。）を交付される場合にあつては、投下固定資産額と当該固定資産課税台帳に登録された課税標準額のいずれか低い方の額から当該給付金の額を減じて得た額）」を削る。

第 8 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(用地取得奨励金)

第 8 条の 3 用地取得奨励金は、指定企業者に対して交付することができる。

2 用地取得奨励金の交付額は、市が造成した工業団地の用地取得費に 100 分の 20 を乗じて得た額とし、1 億 6,000 万円を限度とする。

第 9 条第 2 項中「10 万円（新規学卒常時雇用従業員にあつては、15 万円）」を「20 万円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の登米市企業立地促進条例第9条第2項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の申請について適用し、施行日前になされた申請については、なお従前の例による。

議案第 111 号

指定管理者の指定について（中田農産物直売所及び中田農産物加工所）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、登米市中田農産物直売所条例（平成17年登米市条例第161号）第3条及び登米市中田農産物加工所条例（平成17年登米市条例第162号）第3条の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成28年12月 1 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

- 1 公の施設の名称
中田農産物直売所、中田農産物加工所

- 2 指定管理者となる団体の名称等
（所在地） 登米市中田町石森字本町 95 番地 1
（名 称） 協同組合産直なかだ愛菜館
（代表者名） 理事長 門馬 一郎

- 3 指定の期間
平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

議案第112号

指定管理者の指定について（迫にぎわいセンター）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び登米市迫にぎわいセンター条例（平成17年登米市条例第183号）第4条の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成28年12月1日提出

登米市長 布施 孝 尚

- 1 公の施設の名称
迫にぎわいセンター

- 2 指定管理者となる団体の名称等
（所在地） 登米市迫町佐沼字西佐沼70番地
（名称） 佐沼大通り商店街協同組合
（代表者名） 理事長 武川 浩士

- 3 指定の期間
平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

議案第113号

指定管理者の指定について（長沼フートピア公園）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び登米市公園条例（平成17年登米市条例第188号）第3条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成28年12月1日提出

登米市長 布施 孝 尚

- 1 公の施設の名称
長沼フートピア公園

- 2 指定管理者となる団体の名称等
（所在地） 登米市迫町北方字天形 161 番地 84
（名称） 長沼ふるさと物産株式会社
（代表者名） 代表取締役 二階堂 學

- 3 指定の期間
平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

議案第114号

指定管理者の指定について（登米市登米総合体育館、登米市登米総合運動公園及び登米市登米武道館）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び登米市体育施設条例（平成18年登米市条例第54号）第15条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成28年12月1日提出

登米市長 布施 孝 尚

1 公の施設の名称

登米市登米総合体育館、登米市登米総合運動公園、登米市登米武道館

2 指定管理者となる団体の名称等

（所在地） 登米市登米町寺池目子待井10番地

（名称） とよまスポーツクラブ蔵っこ

（代表者名） 会長 早坂 彰則

3 指定の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

議案第115号

指定管理者の指定について（登米市米山体育館、登米市吉田運動場及び登米市中津山運動場）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び登米市体育施設条例（平成18年登米市条例第54号）第15条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成28年12月1日提出

登米市長 布施 孝 尚

1 公の施設の名称

登米市米山体育館、登米市吉田運動場、登米市中津山運動場

2 指定管理者となる団体の名称等

（所在地） 登米市米山町西野字的場 181 番地

（名称） よねやまスポーツクラブ

（代表者名） 会長 山家 忠

3 指定の期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

議案第116号

指定管理者の指定について（登米市南方武道伝承館、登米市南方総合運動場及び登米市南方中央運動広場）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び登米市体育施設条例（平成18年登米市条例第54号）第15条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成28年12月1日提出

登米市長 布施 孝 尚

1 公の施設の名称

登米市南方武道伝承館、登米市南方総合運動場、登米市南方中央運動広場

2 指定管理者となる団体の名称等

（所在地） 登米市南方町新高石浦 130 番地

（名称） ～いきいき健康づくり～スポーツクラブみなみかた

（代表者名） 会長 佐瀬 均

3 指定の期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

議案第117号

指定管理者の指定について（登米市東和総合運動公園）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び登米市体育施設条例（平成18年登米市条例第54号）第15条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成28年12月1日提出

登米市長 布施 孝 尚

- 1 公の施設の名称
登米市東和総合運動公園

- 2 指定管理者となる団体の名称等
（所在地） 登米市東和町錦織字雷神山15番地3
（名称） 錦織地域振興会
（代表者名） 会長 及川 登志郎

- 3 指定の期間
平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

議案第118号

指定管理者の指定について（登米市高倉勝子美術館）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び登米市高倉勝子美術館条例（平成21年登米市条例第20号）第15条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成28年12月1日提出

登米市長 布施 孝 尚

- 1 公の施設の名称
登米市高倉勝子美術館

- 2 指定管理者となる団体の名称等
（所在地） 登米市登米町寺池桜小路2番地の1
（名称） 株式会社とよま振興公社
（代表者名） 代表取締役 菅原 和夫

- 3 指定の期間
平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

議案第119号

指定管理者の指定について（登米市児童発達支援センター こじか園）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び登米市児童発達支援センターこじか園条例（平成22年登米市条例第23号）第8条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成28年12月1日提出

登米市長 布施 孝 尚

- 1 公の施設の名称
登米市児童発達支援センターこじか園
- 2 指定管理者となる団体の名称等
（所在地） 登米市迫町佐沼字江合三丁目16番地2
（名称） 社会福祉法人恵泉会
（代表者名） 理事長 千葉 捷郎
- 3 指定の期間
平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

議案第120号

指定管理者の指定について（登米市道の駅三滝堂地域活性化施設）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び登米市道の駅三滝堂地域活性化施設条例（平成28年登米市条例第27号）第4条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成28年12月1日提出

登米市長 布施 孝 尚

- 1 公の施設の名称
登米市道の駅三滝堂地域活性化施設

- 2 指定管理者となる団体の名称等
（所在地） 登米市東和町米川字飯土井20番地の1
（名称） 株式会社みやぎ東和開発公社
（代表者名） 代表取締役 菅原文之

- 3 指定の期間
平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

議案第 121 号

工事請負契約の変更契約の締結について

次のとおり工事請負契約の変更契約を締結することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項 5 号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年登米市条例第 73 号）第 2 条の規定により議会の議決を求める。

平成 28 年 12 月 1 日提出

登米市長 布施 孝 尚

- 1 契約の目的 (仮称)長沼第二工業団地造成工事

- 2 契約金額
変更前 1, 186, 920, 000 円
変更後 1, 220, 086, 800 円

- 3 契約の相手方
渡辺土建・佐々重特定建設工事共同企業体
代表者 宮城県登米市迫町佐沼字大網 399 番地
株式会社 渡辺土建
代表取締役 渡辺 光悦
構成員 宮城県登米市迫町北方字古宿 5 番地
株式会社 佐々重
代表取締役 佐々木 重一郎